

平成 28 年度 小中一貫教育に関する検討会 庁内検討報告書【概要版】

平成 29 年 3 月

板橋区教育委員会事務局

小中一貫教育に関する検討会

板橋区教育委員会では、区立中学校の校区ごとに 23 のエリアに分け「学びのエリア」とし、区立幼稚園、小学校・中学校における保幼小中連携教育を充実させ、就学前教育と小・中学校教育の接続・連携を強化してきました。

また、「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、学校の種類として、新たに義務教育学校が設けられたことから、各自治体において義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校を設置できるようになりました。

このような状況の中、「学びのエリア」での取組の一層の充実と、学校施設の老朽化と改築・改修計画、学校の適正規模及び適正配置計画とを連動させることによる、板橋区における小中一貫教育（校）の導入について検討を開始しました。

平成 28 年 7 月に、教育委員会事務局関係各課及び小・中学校長を構成員とした「小中一貫教育に関する検討会」を設置し、小中一貫教育制度に係る法改正の概要、今日の教育に求められる社会的要請などを踏まえながら、先進自治体での取組、成果と課題、学びのエリアでの取組、小中一貫教育を導入する際の留意点などについて情報を共有しながら意見交換を行ってきました。

本「庁内検討報告書」は、これまでの意見交換や検討の内容を整理し、平成 29 年度から始まる、検討組織を拡充させた第二次の検討会へとつなげていくことをめざして作成しております。本報告書を基に、様々な視点による、より具体的な検討へと進め、保幼小中連携（一貫）教育の拡充と実践のための議論へと深めていきます。

小中連携教育・小中一貫教育の定義（文部科学省）

小中連携教育…小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育

小中一貫教育…小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

第1章 小中一貫教育の現状

●全国各地で小中一貫教育が取り組まれている背景

1 教育基本法、学校教育法の改正による義務教育の目的・目標規定の新設

平成17年に、中央教育審議会において、現在の社会情勢の中求められる新たな義務教育の姿が答申として示された。これを受け、教育基本法が改正され、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」という義務教育の目的が定められた。続く学校教育法の改正においても、小・中学校で個々に定められていた目標が、小・中学校共通の目標として新設されている。

2 近年の教育内容の量的・質的充実への対応

平成20年の学習指導要領改訂において、小学校高学年への外国語活動の導入や、理数教育の充実により、教科によっては授業時数が実質的に1割程度増加するなど、教育内容が質・量ともに充実している。

3 児童・生徒の発達の早期化等に関わる現象

従来6-3制が導入された昭和20年代前半と比較すると、児童・生徒の身長伸びや体重の伸びなど生理的成熟の早期化が指摘されている。この時期の児童・生徒は成長の個人差も大きい。小学校4～5年生頃に児童にとっての発達上の段差が存在しているとの指摘や、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象の芽は既に小学校高学年から生じているとの分析もある。また、児童・生徒の様々な成長の段差に適切に対応する等の観点から学年段階の区切りを見直す取組が増えている。

4 中学校進学時の不登校・いじめ等のいわゆる「中1ギャップ」への対応

いじめの認知件数、不登校児童・生徒数、暴力行為の加害児童・生徒数が中学1年生になったときに大幅に増えるなど、児童が小学校から中学校へ進学する際、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすいわゆる「中1ギャップ」が指摘されている。また、小・中学校間の教育活動の差異が、子どもたちの発達状況とのずれなどから過度なものとなる場合、中1ギャップの背景となり得ることが指摘されている。

5 少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性

地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯あたりの子どもの数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっているとの指摘がある。こうした中、異学年交流を活発化させたり、より多くの多様な教師が児童・生徒たちに関わる体制を確保したり、地域の教育力を積極的に学校に取り入れることへのニーズが高まり、小中一貫教育の導入が行われている現状がある。

●小中一貫教育に関する制度の類型（板橋区に適用できるもの）

	A 義務教育学校	B 小中一貫型小学校・中学校 （中学校併設型小学校・ 小学校併設型中学校）
修業年限	9年 （前期課程6年＋後期課程3年）	小学校6年、中学校3年
組織・運営	1人の校長、1つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して 施すためにふさわしい運営の仕組み を整えることが要件（※1）
教員免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 （※2）	所属する学校の免許状を保有している こと
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 	
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型	

（※1）例 ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する。

②学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする。

③一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる。

（※2）当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能。

●板橋区で検討すべき小中一貫教育の類型

制度類 型	A 義務教育学校	B 小中一貫型小学校・中学校 （中学校併設型小学校・小学校併設型中学校）
	施設形態	1人の校長、1つの教職員組織
施設一体型 （同一敷地に 一体的に設置）	①施設一体型の 義務教育学校	④施設一体型の 中学校併設型小学校・小学校併設型中学校
施設隣接型 （隣接する敷地に 分割して設置）	②施設隣接型の 義務教育学校	⑤施設隣接型の 中学校併設型小学校・小学校併設型中学校
施設分離型 （異なる敷地に分 割して設置）	③施設分離型の 義務教育学校	⑥施設分離型の 中学校併設型小学校・小学校併設型中学校

第2章 板橋区における保幼小中連携教育

板橋区においては平成19年度以来、いわゆる小1プロブレムや中1ギャップと呼ばれる問題の解決や、一人ひとりの児童・生徒の基礎学力の向上や個性の伸長のため保幼小中連携教育を推進してきている。この取組は平成23年度からの「学びのエリア」へと受け継がれ、幼・小・中一貫指導計画、板橋区保幼小中一貫環境教育カリキュラム、及びキャリア教育推進資料の作成や、保幼小中連携研修会の実施など様々な施策へと結実している。

●現在の学びのエリア一覧

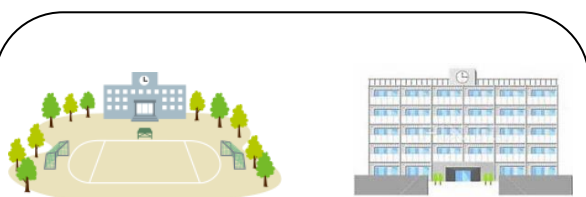
	学びのエリア名	中学校	小学校・幼稚園
1	板橋地区大山駅周辺 いきいき学びのエリア	板一中	板二小・板六小・板七小
2	夢がつながる 学びのエリア	板二中	板五小
3	あい i 学びのエリア	板三中	板一小・板八小・板九小・ 中根橋小
4	板四小と板五中 心ゆたかな学びのエリア	板五中	板四小
5	白梅 学びのエリア	加賀中	金沢小・加賀小
6	しみず 学びのエリア	志一中	志一小・志三小・富士見台小
7	小豆沢 学びのエリア	志二中	志二小・志四小
8	蓮根小中連携 学びのエリア	志三中	志六小・蓮根小・蓮二小
9	F L C 学びのエリア (四つ葉のクローバー、fight・learn・clean)	志四中	志村小・志村坂下小・北前野小・ 緑小
10	志村五中・舟渡小 響き合う学びのエリア	志五中	舟渡小
11	西台 学びのエリア	西台中	志五小・高六小
12	さくら草 学びのエリア	中台中	中台小・若木小
13	せせらぎ 学びのエリア	上一中	上板小・常盤台小・弥生小
14	上二・大谷口 学びのエリア	上二中	上二小・大谷口小
15	M34 学びのエリア (ムサン:スカイツリーにちなみ)	上三中	前野小・上四小
16	桜川 学びのエリア	桜川中	桜川小
17	「希望の泉」 学びのエリア	向原中	板十小・向原小
18	健やかに育つ 学びのエリア	赤一中	紅梅小・北野小・徳丸小
19	賢くなります 学びのエリア	赤二中	成増小・成丘小・三園小
20	赤塚っ子 学びのエリア (あたたかく、かしこく、つよく、かっぱつな こどもが育つ)	赤三中	赤塚小・赤新小・下赤塚小
21	ニコニコ4 スマイルパートナー 学びのエリア	高一中	新河岸小・高一小・新河岸幼
22	高島なかよし通り 学びのエリア	高二中	高二小・高島幼
23	みどりの 学びのエリア	高三中	高三小・高五小

●学びのエリアを生かした小中一貫教育の推進

板橋区では、今まで進めてきた学びのエリアにおける小中連携教育をさらに発展させながら、板橋区の強みを生かした小中一貫教育の推進について検討していく。

平成 28 年度から平成 29 年度にかけては、義務教育 9 年間を見通した指導計画を作成することとしている。

小学 1 年生から中学 3 年生までの 9 年間を貫く、連続したカリキュラムを作成し、全小・中学校で活用することにより、仮にタイプの異なる学校が混在することになったとしても、同等の教育環境を提供することが可能となる。



施設隣接型小中一貫教育校
(義務教育学校 又は
小中一貫型小学校・中学校)



施設一体型小中一貫教育校
(義務教育学校 又は
小中一貫型小学校・中学校)

**タイプの異なる学校が混在していても
9年間を貫く
カリキュラムは共通**



小学校



小学校

学びのエリア



中学校

第3章 小中一貫教育の成果と課題

●平成26年度文部科学省実態調査の結果より

調査時点：平成26年5月1日

調査対象：47都道府県 1,743区市町村

小中一貫教育を実施中：211区市町村（約1割）

小中一貫教育の取組件数：1,130件（小学校2,284校、中学校1,140校）

小中一貫教育の実施により、「大きな成果が認められる」との回答が1割、「成果が認められる」との回答が約8割となっている。

【主な成果】

- ① 中学校への進学に不安を覚える児童が減少した。
- ② いわゆる「中1ギャップ」が緩和された。
- ③ 小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった。
- ④ 小・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まった。
- ⑤ 小学校教職員の間で基礎学力保障の必要性に対する意識が高まった。
- ⑥ 小・中学校共通で実践する取組が増えた。
- ⑦ 教員の指導方法の改善意欲が高まった。
- ⑧ 小・中学校の指導内容の系統性について教職員の理解が深まった。
- ⑨ 学校規律・生活規律の定着が進んだ。
- ⑩ 学習意欲が向上した。
- ⑪ いじめの問題等が減少した。
- ⑫ 暴力行為の発生件数が減少した。
- ⑬ 不登校が減少した。

一方、小中一貫教育の実施に関する課題の状況について、「大きな課題が認められる」との回答が約1割、「課題が認められる」との回答が8割であった。

【主な課題】

- ① 教職員の負担感・多忙感の解消
- ② 小中の教職員間での打ち合わせ時間の確保
- ③ 小中合同の研修時間の確保
- ④ 9年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発
- ⑤ 成果や課題の分析・評価手法の確立
- ⑥ 教職員間での負担の不均衡
- ⑦ 児童・生徒間の交流を図る際の移動手段・移動時間の確保
- ⑧ 小・中学校間のコーディネート機能の充実
- ⑨ 年間行事予定の調整・共通化
- ⑩ 小中の教職員間の共通認識の醸成
- ⑪ 学校間の交流を図る際の教職員の移動手段・移動時間の確保
- ⑫ 校舎間等の移動に伴う児童・生徒の安全の確保
- ⑬ 小学生高学年のリーダー性・主体性の育成

第4章 学校施設整備の観点から

●学校施設整備計画との連動

今後の学校施設整備計画を進めていく際には、児童・生徒数の推移、老朽化の度合いや校地面積などの各校の状況と、学校の適正規模・適正配置計画、学校改築・改修のタイミングを総合的に勘案し、学びのエリアでの取組を充実させつつ、小中一貫教育の導入、小中一貫教育校の設置も視野に入れながら検討していく必要がある。

●施設面における小中一貫教育に必要な視点の整理

【学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（文部科学省）報告書より】

(1) 小中一貫教育に適した学校施設の基本的な考え方

ア 9年間一貫した教育活動に適した施設環境の確保

児童・生徒にとって小中一貫教育を受ける9年間は、体格や身体能力はもとより、社会性、行動範囲等あらゆる面で大きく成長する時期である。児童・生徒が学年段階の区切りの進行に伴って自らの成長が実感できるように、各学年段階の区切りごとに空間構成や教室環境に変化を付けるなど工夫することが重要である。一方で、体格差の大きい児童・生徒が同じ施設を利用することから、施設の事故防止対策、学校用家具の強度や寸法への配慮など、安全性を確保することが重要である。

イ 9年間一貫した学校運営に適した施設環境の確保

継続性・安定性のある小中一貫教育に取り組むため、小・中学校段階の教職員の一体性を促し、一貫教育に適合した学校マネジメントを可能とする施設環境を確保することが重要である。

ウ 地域ぐるみで子どもたちの学びを支える場としての施設環境の確保

9年間を通して学校と地域が連携して子どもたちの成長を見守るという考えに立って、学校運営を支援する取組や世代間交流等の地域の教育力を積極的に活用する取組など、小中一貫教育を実施する学校における活動を地域ぐるみで支える場を確保することが重要である。

(2) 小中一貫教育に適した学校施設の計画・設計における留意事項

ア 小中一貫教育を円滑に導入するための計画・設計プロセスの構築

小中一貫教育の当事者となる学校、家庭、地域等の関係者と合意形成を図りながら、学校施設の計画・設計の検討を進めていくプロセスを構築することが重要である。

イ 地域の実情や将来動向を考慮した施設の規模、形態の設定

児童・生徒数と学級数の設定は、学校の施設計画の最も基本的な条件であり、地域の実情を踏まえ、長期的視点に立って行うことが重要である。また、将来の学年段階の区切りの設定、教育内容・方法等の変更に対して、柔軟に対応できる学校施設を計画することが重要である。

第5章 平成29年度に向けて

●平成29年度の検討の方向性

小中一貫教育に関する検討会では、小中一貫教育の導入、小中一貫教育校の設置に関して、カリキュラムの作成や教員の負担感の軽減、打合せ時間の確保等、解決していかなければならない課題を認識しつつも、いわゆる「中1ギャップ」の緩和、異学年交流の活発化や規範意識の醸成など、学習面や生活面において明らかに効果が見られる部分が確認された。

また、施設一体型の小中一貫教育校を設置する場合は、小・中学校をそれぞれ1校ずつ建設するよりも、特別教室や保健室、会議室、給食室、図書室など、様々な部分で小中共用が可能であり、必要諸室数の減少や、給排水、ガス・空調設備などをはじめとする施設の簡素化など、効率的な施設整備が可能となり、財政的にもメリットがあることが指摘された。

同時に、これまで板橋区が取り組んできた学びのエリアでの実践をさらに前進させ、効果的・効率的に施策を展開していくためには、小中一貫教育の推進及び小中一貫教育校の設置についてさらに検討を深めていく必要があること、検討を進めるうえでは、学校施設整備と学校適正規模・適正配置を連動させた計画である「いたばし魅力ある学校づくりプラン」との整合性を確保する必要があることが確認されている。

29年度は、義務教育9年間の一貫した年間指導計画、単元指導計画の作成を行っている小中一貫教育推進委員会との連携を密にとりながら、小中一貫教育校の制度類型や、施設一体型や隣接型などの施設形態、学年段階の区切り、通学区域の見直しなど具体的な事項について検討していかなければならない。

また、板橋区授業スタンダードの徹底など教育委員会事務局が行っている様々な取組や計画と調整・連動させ組織横断的に施策を推進していく必要がある。

教育委員会事務局や学校、板橋区の関係各課はもとより、児童・生徒、保護者や地域の方々と情報を共有し検討を重ね、熱意と創意を持って取り組んでいくことが今後一層重要となる。

●今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 平成29年4月 | 本報告書を区議会文教児童委員会に報告 |
| 5月～ | 小中一貫教育に関する検討会 開催（年6回程度） |
| 〃 | 小中一貫教育に関する検討会作業部会 開催（年9回程度） |
| 12月 | 「中間のまとめ（案）」策定 |
| 平成30年1月 | 庁議（区役所内の会議）及び区議会文教児童委員会報告 |
| 2月 | 「中間のまとめ」パブリックコメント実施 |
| 3月 | 「検討会報告書（案）」策定 |
| 4月 | 庁議（区役所内の会議）及び区議会文教児童委員会報告 |
| 〃 | 「検討会報告書」公表 |

●平成 29 年度 小中一貫教育に関する検討体制（案）

平成 29 年度においては、本報告書における検討内容を踏まえたうえで、「小中一貫教育に関する検討会」の構成を拡充し、様々な視点による、より具体的な検討へと進めていく。

また、「小中一貫教育に関する検討会」の下部組織として、小・中学校校長及び教育委員会事務局等の関連各課長からなる「作業部会」を設けて検討事項を調査・検討し、その内容を「小中一貫教育に関する検討会」に報告していく体制とする。

